

平成26年度倉敷市水道局入札契約制度改正

平成26年5月26日

倉敷市水道局の入札契約制度について次のとおり改正します。

1 建設工事における最低制限価格基準率の算定方法の改正

(1) 改正内容

最低制限価格基準率の算定方法を次のとおり変更します。

ア 予定価格2億円未満の建設工事

最低制限価格基準率＝

$(\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.55) \div \text{工事価格}$

イ 予定価格2億円以上の建設工事

最低制限価格基準率＝

$(\text{直接工事費} \times 0.9 + \text{共通仮設費} \times 0.85 + \text{現場管理費} \times 0.75 + \text{一般管理費} \times 0.5) \div \text{工事価格}$

(2) 施行年月日

平成26年6月1日以後公告（指名通知）分から

2 低入札価格調査基準率及び失格基準率の算定方法の改正

(1) 改正内容

低入札価格調査基準率及び失格基準率の算定方法を次のとおり変更します。

ア 低入札価格調査基準率の算定方法の変更

低入札価格調査基準率は、次の計算式により算定した率の小数点第3位以下を切り捨てた率から0.0198を差し引いた率とします。

$(\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.55) \div \text{工事価格}$

イ 失格基準率の算定方法の変更

失格基準率＝

$(\text{直接工事費} \times 0.9 + \text{共通仮設費} \times 0.85 + \text{現場管理費} \times 0.75 + \text{一般管理費} \times 0.5) \div \text{工事価格}$

(2) 施行年月日

平成26年6月1日以後公告（指名通知）分から

3 建設コンサルタント業務等における最低制限価格基準率の変更について

(1) 改正内容

次の対象業務の最低制限価格基準率について、業種を問わず一律で0.67とします。

(2) 対象業務

ア 測量業務

イ 建設コンサルタント業務

ウ 地質調査業務

エ 補償コンサルタント業務

オ 漏水調査業務

カ 水道メータ計画取替業務

キ アからカまでに掲げるもののほか、倉敷市水道事業管理者が適当と認める業務

(3) 施行年月日

平成26年6月1日以後指名通知分から